

## インターネットバンキング 不正使用に係る被害補償規定 新旧対照表

旧 ※改訂箇所のみ	新 ※改訂箇所のみ
<p>第3条 本規定の適用に際し、契約者は以下のセキュリティ対策を実施していることが必要になります。</p> <p><del>(1)</del> インターネットバンキングにおいて当行が導入している「メール通知パスワード」を利用していること。</p> <p><del>(2)</del> インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。</p> <p><del>(3)</del> パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を利用していないこと。</p> <p><del>(4)</del> パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していること。</p> <p>(5) インターネットバンキングに係る <b>パスワード</b> を定期的に変更していること。</p> <p>(6) 当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用はしていないこと。</p>	<p>第3条 本規定の適用に際し、契約者は以下のセキュリティ対策を実施していることが必要になります。</p> <p><b>(1)</b> インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。</p> <p><b>(2)</b> パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を利用していないこと。</p> <p><b>(3)</b> パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していること。</p> <p><b>(4)</b> インターネットバンキングにおいて当行が導入している「メール通知パスワード」を利用していること。</p> <p>(5) インターネットバンキングに係る <b>ID・パスワード等</b> を定期的に変更していること。</p> <p>(6) 当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用はしていないこと。</p>

旧 ※改訂箇所のみ	新 ※改訂箇所のみ
<p>第4条 2. 契約者に以下のような過失があると考えられる事象が認められた場合。なお、過失は以下の場合に限定されるわけではありません。</p> <p>(1) 正当な理由なく、<b>他人にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易に乱数表やトークン等を渡してしまった</b>場合。</p> <p>(2) <b>パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。</b></p> <p>3. その他、以下のような事例に相当する場合。</p> <p>(1) <b>会社関係者の犯行であることが</b>判明した場合。</p> <p><b>(2)</b> その他、<b>前項の場合</b>と同程度の注意義務違反が認められた場合。</p> <p><b>(3)</b> 法人向けインターネットバンキングの利用規定に違反した場合。</p> <p><b>(4)</b> 戦争、その他これらに類似の事変または暴動に基づく秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。</p> <p><b>(5)</b> 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。</p>	<p>第4条 2. 契約者に以下のような過失があると考えられる事象が認められた場合。なお、過失は以下の場合に限定されるわけではありません。</p> <p>(1) 正当な理由なく、<b>他人にID・パスワード等を回答してしまった場合。</b></p> <p>(2) <b>パソコンやスマートフォン（タブレット端末を含む）および携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンやスマートフォン（タブレット端末を含む）および携帯電話等に保存していた場合。</b></p> <p>3. その他、以下のような事例に相当する場合。</p> <p>(1) <b>契約者の関係者により不正な取引が行われたことが</b>判明した場合。</p> <p><b>(2)</b> 法人向けインターネットバンキングの利用規定に違反した場合。</p> <p><b>(3)</b> 戦争、その他これらに類似の事変または暴動に基づく秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。</p> <p><b>(4)</b> 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。</p> <p><b>(5)</b> その他、<b>本項各号ならびに前項各号の定め</b>と同程度の注意義務違反が認められた場合。</p>

旧 ※改訂箇所のみ	新 ※改訂箇所のみ
<p><b>第7条</b> 当行が本規定に基づいて調査を行う場合、当行から損害保険会社に当行が有する契約者に関する情報を提供することがあります。また、損害保険会社の職員による調査が実施される場合があります。</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第8条</b> 当行が本規定に基づき補填を行ったときは、当行は、当該補填を行った金額の限度額において、当該払戻しを受けた者その他第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p><b>第7条</b> 当行が本規定に基づき補填を行ったときは、当行は、当該補填を行った金額の限度額において、当該払戻しを受けた者その他第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p><b>第9条</b> 当行の都合により、当行の定める方法（ホームページへの掲載等）でお客様に周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。</p>	<p><b>第8条</b> 当行の都合により、当行の定める方法（ホームページへの掲載等）でお客様に周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。</p>
<p><b>第10条</b> この規定に定めのない事項については、ファースト・ビジネス Web 利用規定により取扱います。</p>	<p><b>第9条</b> この規定に定めのない事項については、ファースト・ビジネス Web 利用規定により取扱います。</p>